

## 令和7年度 医療安全推進週間の取り組みについて

- 1 目的 医療関係者及び患者に「医療安全推進週間」を広く PR し、各施設で医療安全活動に取り組む。
- 2 期間 令和7年11月23日（日）～11月29日（土）
- 3 対象 広島県看護協会会員施設
- 4 方法
  - 1) ポスター掲示（11月6日頃到着予定）
    - (1)「医療安全推進週間」を広く PR するため、すべての施設（医療機関以外も含む）においてポスター掲示にご協力ください。
    - (2)ポスターは医療関係者や患者、利用者から見える場所に掲示してください。
    - (3)ポスター及び「安全な医療を提供するための10の要点」は、本会ホームページ「令和7年度医療安全推進週間のお知らせ」からダウンロードできますので、ご利用ください。  
ホームページ掲載開始時期は、10月下旬予定です。
  - 2) 各施設での医療安全への取り組み（強化したもの、新たに行ったもの）
    - (1)「令和6年度「医療安全推進週間」各施設の取り組み」を添付していますので、今年度の取り組みの参考にしてください。
- 5 報告について

今年度の医療安全推進週間の取り組みを施設で取りまとめていただき報告をお願いします。

  - 1) 報告期間：医療安全推進週間終了後、12月12日（金）まで  
新たな取り組みをされていなくても報告をお願いします。
  - 2) 方法について
    - (1) 本会ホームページの「令和7年度医療安全推進週間のお知らせ」内に掲載する報告用 URL または、下記の二次元コードから回答をお願いします。
    - (2) 令和7年度の医療安全推進週間期間中の取り組み報告を募集しています。パワーポイント1枚にまとめて事業部のアドレス宛に送ってください。次年度の医療安全推進週間に、本会の HP で取り組み紹介をさせていただく場合があります。



【問合せ先】事業部 西中  
TEL：(082) 503-2383  
Email：jigyobu@nurse-hiroshima.or.jp